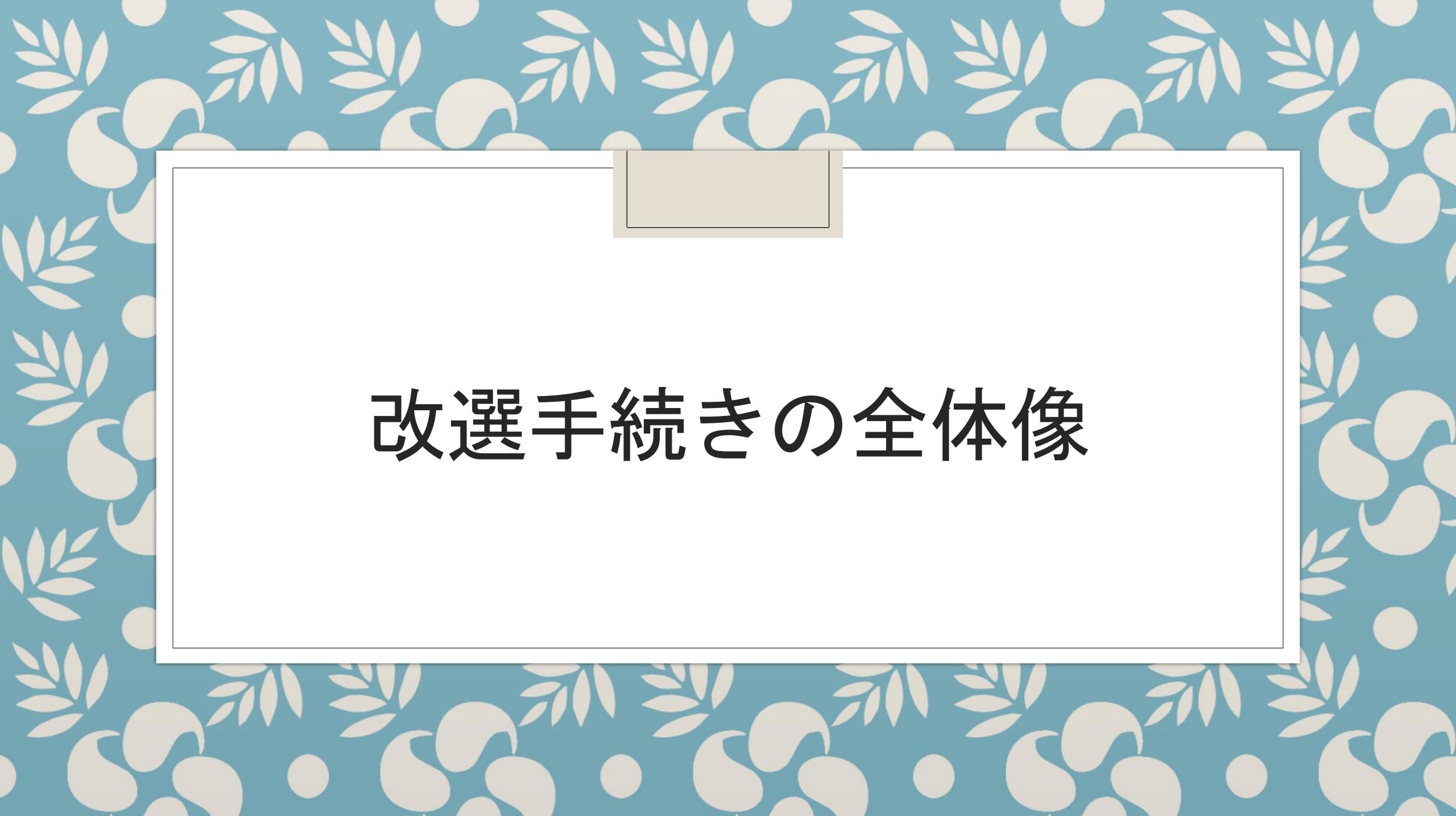


評議員・理事・監事改選QA

令和3年度





改選手続きの全体像

1.全体スケジュール

会計年度



理事
監事

改選

改選

改選

改選

改選

評議員

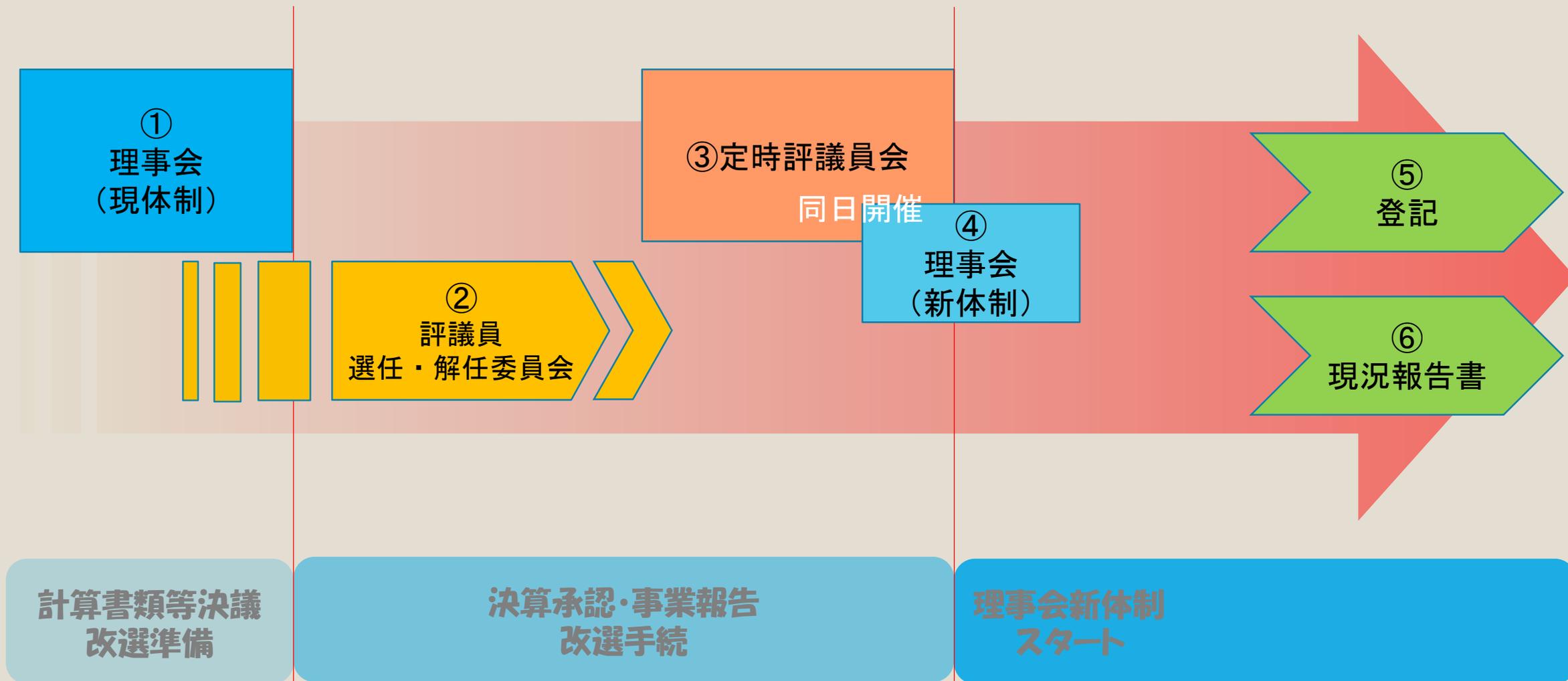
改選

改選

改選

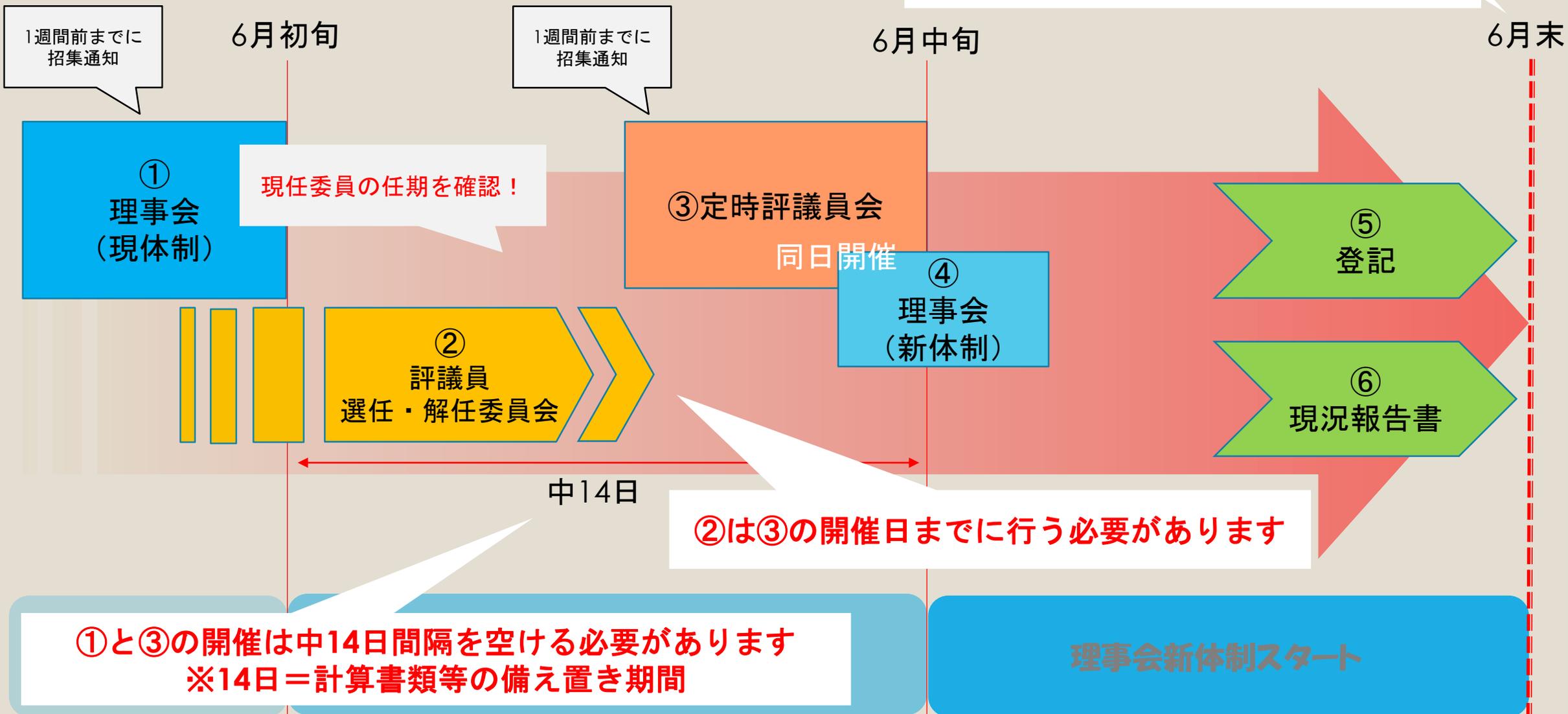
2021年度は「評議員」と
「役員（＝理事・監事）」の改選期が重なる

1.全体スケジュール



1.全体スケジュール

現況報告書の提出期限は6/30までです
※コロナの影響を踏まえ期限は弾力的になっている



2.まとめ

- 改選手続きの全体イメージは以下のとおりです。

重要!

計算書類等決議
改選準備

「次期評議員役員を考える」
「法人の活動をふりかえる」

理事会（現体制）

決算承認・事業報告
改選手続

「次期評議員役員を決める」
「法人の活動を承認する」

選任・解任委員会 — 資産総額変更登記

定時評議員会

新体制
スタート

「新しい役員体制を固める」

理事会（新体制） — 代表者変更（重任）登記

現況報告書

2.まとめ

- ・手続きの全体スケジュールの中で注意すべき点は以下のとおりです。

- ・理事会（現体制）から定時評議員会までの間隔は、**中14日**空ける必要がある。
- ・現況報告書提出期日（6/30）から逆算すると、実務手続き上は遅くともおよそ1か月前までには理事会（現体制）を開くことが望ましい。
- ・新旧評議員、新旧理事長の任期が切れ目なく選任されるために、評議員選任・解任委員会・理事会（新体制）の開催日に注意しましょう。
- ・**前年度に引き続き、新型コロナの影響を踏まえ、厚労省から定時評議員会の開催時期や現況報告書の提出期限について、弾力的に対応されるよう、所轄庁等に通知されていますが、上記の原則的なスケジュールを参考に準備を進めてください。**